森林づくり活動支援事業の実施について

平成18年5月29日 環境森林部環境森林課 最終改正 令和6年3月15日

「水と緑の森林づくり」県民総参加強化事業実施要領(平成 28 年 3 月 16 日定め。以下「実施要領」という。)に基づく森林づくり活動支援事業は、実施要領に定めるもののほか、本通知により実施するものとする。

1 趣旨

森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるためには、森林の恵みを享受している 県民の主体的な参画による森林づくりが不可欠である。

このため、地域住民やボランティアによる集落周辺の里山を中心とした森林等(以下「里山林等」という。)における、継続的な森林づくり活動に対して必要な支援を行うことにより、県民の知恵と行動力を生かした森林づくりを促進する。

2 事業の内容

(1) 県民で組織された森林ボランティア団体等が自ら行う里山林等の管理や植樹活動等の森林づくり活動を公募し、活動に必要な経費の一部を助成する。

3 事業の実施主体

森林ボランティア団体、林業関係団体、自治会、市民グループ、NPO法人等

4 事業計画等

- (1) 事業を実施しようとする団体等の代表者(以下「団体等代表者」という。)は、森林づくり活動提案書(別記様式第1号)を作成し、活動場所が存する市町村長及び当該市町村を所管する西臼杵支庁又は農林振興局の長(以下「出先機関の長」という。)を経由して、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)の森林づくり活動提案書の内容を審査し、助成することが適当と判断される活動について、市町村長及び出先機関の長に通知するとともに、団体等代表者に対し事業実施の承認を行い、通知するものとする。
- (3) 森林づくり活動支援事業補助金交付要綱第2条に掲げる補助対象経費の内容は別表1に掲げるものとする。なお、補助対象経費における標準的な単価は、別表2に掲げるものとし、これによらない場合、又はこれに記載のない単価については、別途調査の上、実情に合った単価で、計上するものとする。

5 事業報告等

- (1) 出先機関の長は、団体等代表者から補助金交付要綱第9条の規定による事業完了届の提出があったときは、当該事業完了届に基づき、現地確認調査を行うものとする。
- (2) 出先機関の長は、現地確認調査を実施したときは、速やかに現地確認調査書(別記様式第2号を作成し、その写しを事業完了届及び事業報告書の写しとともに、知事に提出するものとする。

別表1 補助対象経費の内容

講習会開催、共用資機材整備、森林づくり活動、参加者募集・広報に係る経費等を補助対象とし、 詳細は、下記のとおりとする。また、事務費として 5,000 円/日を計上できることとする。ただし、総 事業費の 10%以内で 20,000 円を限度とする。

事業区分	補助対象経費	内 容
講習会開催	講師謝金 講師旅費 会場借上料 印刷製本費 通信運搬費 消耗品費	会議室等の借上料資料等の印刷製本代、写真現像代郵便料、電信電話料、諸物品の運賃事務用品等(用紙、封筒、インク、トナー等)購入費
共用資機材 整備	作業器具購入費 (団体等で共有するもの)	・ 用具類(クワ、カマ、ノコ、刈払機、チェンソー等)、安全衛生対策用具類(ヘルメット、ゴーグル等)の購入費
	修繕料	・ 修繕、研磨、点検料
森林づくり活動	指導者謝金 指導者旅費 苗木代 資材費 ボランティア保険料 安全対策費 運搬車等借用料 燃料費 会場借上料 会場設置代	 肥料、支柱、防護ネット、木工クラフト材料、軍手、紐等 参加者傷害保険 防虫スプレー、作業時の飲料費、安全衛生特別教育等の受講費等 作業用具等運搬車、地拵え用機械、作業用具等(刈払機等)借上代、輸送バス (森林環境教育に限る。) チェンソー、刈払機用燃料等 会場施設借上等 デント、トル借上等 看板、案内板製作代等
参加者募集· 広報	印刷製本費 通信運搬費 広告料 消耗品費	 ・ チラシ、ポスター等の印刷製本代、写真現像代 ・ 郵便料、電信電話料、諸物品の運賃 ・ チラシ、ポスター、ホームページ作成料、新聞広告料 ・ 事務用品等(用紙、封筒、インク、トナー等) 購入費

- (注) 次の経費は補助対象外とする。
- ①土地等の購入費
- ②実施団体の経常的な運営経費
- ③食料費(ただし、作業時の飲料費を除く。)
- ④ボランティア参加者への日当及び旅費
- ⑤委託費
- ⑥講師又は指導者が団体等の構成員である場合の謝金及び旅費

別表 2 補助対象経費の標準単価

7372 = 1111/37/3/3		
事業区分	補助対象経費	基準
	講師謝金	・ 1人あたり 10,000 円/日を上限とする。ただし、総事業費の 10 %以内とする。
講習会開催	講師旅費	・ 公共交通機関利用の場合、実費。 ・ 自家用車利用の場合、距離×17円/km ただし、距離が2km未満は支給しないものとする。
	指導者謝金	・ 1人あたり 10,000 円/日を上限とする。ただし、総事業費の 10 %以内とする。
森林づくり活動	運搬車等借用料	 主な作業用具の1台あたりの上限は以下のとおりとする。 チェンソー 2,000円/日 刈払機 2,000円/日 軽トラック 5,000円/日 上記以外の会員所有の作業用具等の借り上げについては、会で定めた適切な価格で行うこと。

森林づくり活動提案書

宮崎県知事 殿

申請者 住所又は事務所の所在地 名称、代表者名

下記の計画に基づき、森林づくり活動を行いたいので、別添の資料を添えて「森林づくり活動提案書」を提出します。

記

- 1 森林づくり活動の名称
- 2 目的
- 3 内容
- 4 活動実施時期 年 月 ~ 年 月
- 5 活動実施場所(位置図及び土地使用協定書等を添付。)
- 6 活動実施面積 (ha)
- 7 参加者予定人数 会員() 名、会員以外() 名
- 8 参加者の募集方法
- 9 森林づくりに関する指導者の内容 (指導者の内容を記入するにあたっては、指導者が所属する団体名または資格内容を記載のこと。)

10 事業費

事業区分	事業費(円)	積 算 根 拠	備考

(注) 事業区分の欄には、森林づくり活動、参加者募集・広報等を記入すること。

11 事業費の内訳

事業費(円)	県補助金(円)	団体負担金(円)	団体負担金の調達方法

- (注) ①事業費は、県補助金と団体負担金の合計額となるようにすること。
 - ②団体負担金の調達方法は、「会費」、「参加費徴収」「寄付」「行政や団体等からの助成」「その他(内容の記載)」について記入すること。

12 植樹活動を行う場合の苗木について

この事業において植樹活動を行う場合、「森林づくり植樹支援事業」により、苗木の配布を受けることができます。苗木の配布を希望する団体は、別途申請(※)を行ってください。

※ 「森林づくり植樹支援事業」苗木の申請手続について

申請書類は、西臼杵支庁・各農林振興局の林務課、市町村の農林課及び県のホームページで入手することができます。

申請書類は、活動を行う市町村に提出してください。

森林づくり活動を行う団体等の概要

団体等の名称	
115	
代表者の氏名	
設立年月日	
	住 所
連絡先 (事務所等)	電話番号
	FAX 番 号
	担当者氏名
会員数	
団体の設立目的	
主な活動	
今後の活動計画	【5ヶ年の活動計画】(当該年分は記入不要)
主な活動区域	
工作的数件次	
過去の活動実績	活動継続年数年
则 五 V / 伯	10 到 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

(注) 団体等の定款又は規約等を添付すること。

現 地 確 認 調 査 書

カュ	٧١	Ð	Ž.	次		長	課	長	係	長		課	員		担当者
事			業			名			1						
団	体	等	÷	の	名	称									
実		施		筃		所		市(郡	水)	町	(村)		(大字)	(字)
事	業	の	内	容	(※))			h a h a h a		
事			業			費									円
事		業		期		間	自至		年 年	月 月	日日				
確	認		調	坌	Ĭ	日			年	月	目				
調		査		意		見									
	上記のとおり調査確認しました。														
					2	年	月	I	∃						
									調査員	職氏名					印
	宮	崎	Î	県	知	事	殿								

※事業の内容については、作業内容(植栽・下刈等)に応じた、作業面積(ha)を記載すること。